



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔府 令〕

- 災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府一〇三)
- 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令 (同一〇四)
- 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 (同一〇五)
- 児童福祉法施行規則及び内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令 (同一〇六)
- 一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令 (同一〇七)
- 児童福祉法施行規則及び母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令 (同一〇八)
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令 (同一〇九)

〔府令・デジタル庁令・省令〕

- 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・デジタル庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業四)
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令 (内閣府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通六)
- 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 (内閣府・総務・文部科学五)
- 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・厚生労働一八)
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令 (内閣府・農林水産九)

〔デジタル庁令〕

- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令 (デジタル庁八)

〔デジタル庁令・省令〕

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令 (デジタル庁・総務二二)
- 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令 (デジタル庁・法務二)

〔省 令〕

- 電波法施行規則の一部を改正する省令 (総務一〇二)
- 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令 (同一〇二)

- 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令 (同一〇三)
- 旅券法施行規則の一部を改正する省令 (外務一八)
- 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (財務六四)
- 外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令 (同六五)
- 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令 (同六六)
- 私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令 (文部科学三二)
- 保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令 (厚生労働一五四)
- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同一五五)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同一五六)
- 農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令 (農林水産六〇)
- 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 (経済産業八一)
- 自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令 (防衛九)

- 以下次のページへ続く

○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の登録の件(同一六〇)

三〇〇

○私立学校教職員共済法施行規則第四条の二第二項第五号に規定する文部科学大臣が定める方法(同一六一)

三〇三

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件

(厚生労働三五〇)

○保険医療機関及び保険医療養担当規則第三条第一項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法

(同三五二)

三〇三

○高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件(同三五二)

三〇四

○保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正する件(同三五三)

三〇五

○特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(同三五四)

三〇五

○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件(同三五五)

三〇六

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示(同三五六)

三〇六

○港湾法施行規則第十五条の三第一項の国土交通大臣が定める使用料の額等の一部を改正する件

(国土交通一三二四)

三〇八

〔官庁報告〕

国家試験

司法書士試験合格者(法務省)

三〇九

通関士試験合格者(財務省)

三二二

税理士試験合格者公告(国税審議会)

三四

令和六年度弁理士試験合格者(工業所有権審議会)

三三八

〔資料〕

国庫歳入歳出状況(令和六年度令和六年九月分)(財務省)

三三八

府 令

○内閣府令第百三三号
 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第八十六条の十五第一項の規定に基づき、災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
 令和六年十一月二十九日
 内閣総理大臣 石破 茂

改正後

改正前

(傍線部分は改正部分)

十一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第二項第四号に規定する患者申出療養の申出に係る書類等

(1) (略)

(2) (1)の申出書には、次に掲げる書類を添付すること。
(削る)

イ〜ハ (略)

二 患者がロ及びハの書類の確認を行ったことを証する書類

(3) (2)ロの意見書には、臨床研究中核病院の開設者及び(2)ハの説明を行った保険医の氏名を記載すること。

十一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第二項第四号に規定する患者申出療養の申出に係る書類等

(1) (略)

(2) (1)の申出書には、次に掲げる書類を添付すること。
イ 被保険者証の写し
ロ〜ニ (略)

ホ 患者がハ及び二の書類の確認を行ったことを証する書類

(3) (2)ハの意見書には、臨床研究中核病院の開設者及び(2)ニの説明を行った保険医の氏名を記載すること。

○厚生労働省告示第三百五十四号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和六年十二月一日から適用する。

令和六年十一月二十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(ツイルムを除く。)及びその材料価格 001~132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル (1)~(8) (略)</p> <p>(9) 血栓除去用カテーテル ①・② (略)</p> <p>③ 経皮的血栓除去用 ア・イ (略)</p> <p>ウ 分離捕捉型 ④ (略)</p> <p>(10)~(22) (略)</p> <p><u>23 大動脈分岐部用ツイルターセット</u> 134~229 (略) <u>520,000円</u></p> <p>230 静脈用システムセット III~V (略) <u>335,000円</u></p>	<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(ツイルムを除く。)及びその材料価格 001~132 (略)</p> <p>133 血管内手術用カテーテル (1)~(8) (略)</p> <p>(9) 血栓除去用カテーテル ①・② (略)</p> <p>③ 経皮的血栓除去用 ア・イ (略)</p> <p>(新設) ④ (略)</p> <p>(10)~(22) (略)</p> <p>134~229 (略) (新設)</p> <p>230 (新設)</p> <p>III~V (略)</p>

品名	単位	材料価格	品名	単位	材料価格
001 (略)			001 (略)		
002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S適合品)	1 g	10,390円	002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用 (J I S適合品)	1 g	10,300円
003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S適合品)	1 g	9,081円	003 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用 (J I S適合品)	1 g	8,991円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	9,176円	004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	9,086円
005 歯科用14カラット金合金用金ろう (J I S適合品)	1 g	9,165円	005 歯科用14カラット金合金用金ろう (J I S適合品)	1 g	9,075円
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S適合品)	1 g	3,010円	006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S適合品)	1 g	3,045円
007~009 (略)			007~009 (略)		
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S適合品)	1 g	4,543円	010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S適合品)	1 g	4,560円
011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品)	1 g	177円	011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品)	1 g	179円
012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品)	1 g	202円	012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品)	1 g	204円
013 歯科用銀ろう (J I S適合品)	1 g	244円	013 歯科用銀ろう (J I S適合品)	1 g	245円
014~069 (略)			014~069 (略)		
VII~IX (略)			VII~IX (略)		

○厚生労働省告示第三百五十五号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準(平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号)の一部を次の表のように改正し、令和六年十二月一日から適用する。

令和六年十一月二十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿 (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〜三 (略)	第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〜三 (略)
四 削除	四 テモゾロミド用量強化療法 膠芽腫(初発時の初期治療後に再発又は増悪したものに限る) 五 五十四 (略)

○厚生労働省告示第三百五十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十八号)の一部及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和六年厚生労働省令第九十九号)の施行に伴い、並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第二十九条第三項第一号及び第二号、国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十七条の四の二第十五号及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三十二号)第八条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和六年十一月二十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類の一部改正)

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類(平成十六年厚生労働省告示第三百三十七号)の一部を次の表のように改正する。